

専攻建築士制度

審査・登録（新規・更新）申請ガイド



2013年5月 Ver.1.9



一般社団法人 佐賀県建築士会

CPD・専攻建築士委員会

目次

はじめに	「専攻建築士」とは	3
1. 専攻建築士制度について		4
	1-1. 専攻領域と対象者	5
	1-2. 申請から登録までのフロー	6
	1-3. 専門分野表示	6
2. 審査について		
	2-1. 審査方法	7
	2-2. 申請手続	7
3. 申請について		
	3-1. 関係書類の配布	8
	3-2. 申請の方法	8
	3-3. 審査・登録手数料	9
	3-4. 申請の要件	10
4. 登録手続き		
	4-1. 登録の方法	10
	4-2. 登録の有効期間	10
	4-3. 登録証	10
	4-4. 登録者名簿	10
	4-5. 変更・再交付登録	10
	4-6. 監査・制裁措置等	10
5. 登録の更新		10
6. 専攻建築士経歴証		10
7. 専攻領域別審査、認定・登録基準ガイド		11

はじめに

～新しい「建築資格制度」の定着に向けて～

「専攻建築士」とは

**ふだんから、業務に必要な研鑽を重ね、高い専門性を
持って実質的に仕事をしている「建築士」である。**

**従事する分野の専門家として、クライアントに対し責
任を持ちますと宣言する「建築士」です。**

「建築士」が誕生して50年余が経ちました。この間、建築士は、社会の高度化・多様化に伴い、様々に専門分化しながら業務を行い、日本の建築生産の基本的な枠組みを支え、建築・建設産業の中心的担い手として、建築物の質を支える主要な役割を担って参りました。

昨今の社会の高度化・複合化に対応して、建築士の業務は多様に専門分化し、企画・調査から設計、建設、維持管理まで、その業務は拡大しています。今後も、専門技術者として、より緊密に連携しながら仕事を進める必要性が高まっています。

こうした背景から、「建築士」という一括りでは、その建築士が、一連の建築生産のどこを担当しているのか、分りにくくなってきています。さらに、時代の進展に合わせ、新しい技術やより高い能力が求められるようになっていきます。

そのため、建築士は社会やクライアントに対し、「絶えず自己研鑽に努め、かつ一定の実績を挙げている資格者として、自らの専攻（専門）領域を明示する」責任があると考えます。

(一社)佐賀県建築士会は、(公社)日本建築士会連合会と連携して、そうした建築士を支援し、その実績と研鑽を証明するため、専攻（専門）領域について、一定の実務実績のある建築士を公正に審査し、「第三者性のある認定機関」が認定する「専攻建築士制度」を2005年より実施いたしました。

1. 専攻建築士制度について

「専攻建築士」になるには

「建築士」資格取得後、一定期間の専攻領域の実務経験を持ち、かつその間、専攻領域（8領域）に関わる一定の実績を持つ方で、必要書類を以て（一社）佐賀県建築士会に申請し、審査を受けて（公社）日本建築士会連合会の「登録認定機関」から、その専攻領域の専門家と認められる必要があります。

専攻建築士の名称等

- ・ 専攻建築士の名称は、「まちづくり」「統括設計」「構造設計」「設備設計」「建築生産」「棟梁」「法令」「教育研究」の合計8領域です。
- ・ 専攻領域は、自らの専攻領域の実務実績に照らして、複数の「専攻領域」を取得・明示することが可能となっています。3領域を限度として複数の専攻領域を取得できます。
- ・ 1級、2級、木造建築士の区別は既に建築士法の中で規定されているので「専攻建築士」の中で区別はいたしません。
- ・ 「各専攻領域」は、主としてその領域で業務を行っている者の表示で、建築士である以上、他の専攻領域についても基礎的な素養は身につけていることを前提としています。

専攻建築士の対象者

専攻建築士の対象者は、建築士会の会員に限らず、原則として建築士法で定める建築士免許取得者で、必要なCPD実績を取得した方となりました。

（2010年申請より非会員の方にオープン化いたしました）

専門分野表示

「専攻建築士」は、自己の専攻領域に加え、得意とする「専門分野（得意分野）」を、1領域当り3分野まで表示することができます。その「専門分野」の名称は、表2に例示しています。

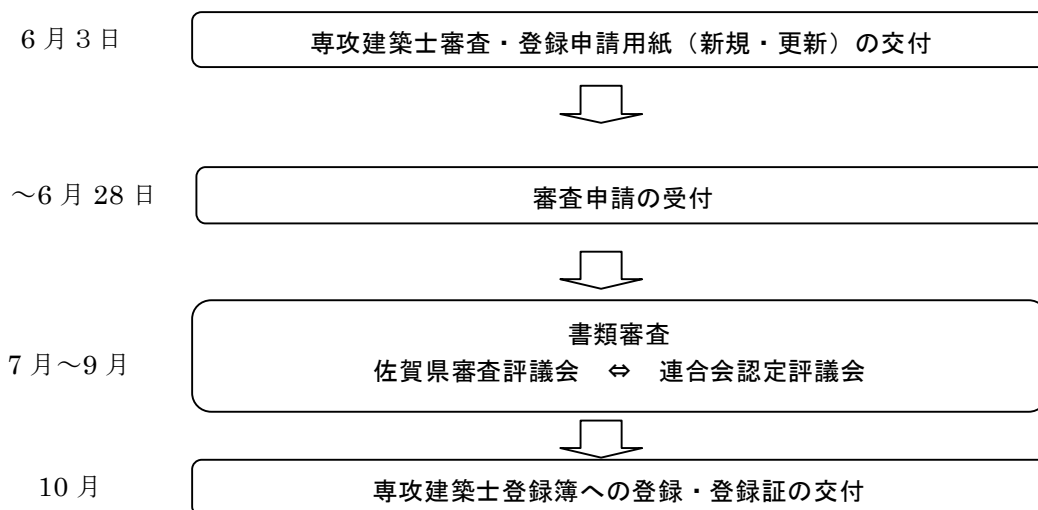
1-1. 専攻領域と対象者

専攻建築士登録の対象者は、建築士法で定める免許取得者で、表1に示す領域別に規定された「対象建築士資格等」取得後、5年の実務経験年数と、実務実績(専攻領域の責任ある立場での3件以上)のある建築士に限られます。

表1 専攻領域及び必要実務年数

専攻領域		専攻領域の業務内容	対象建築士資格等	専攻領域実務経験年数	
1	まちづくり 専攻建築士	①都市デザイン、都市計画に係わる業務 開発事業、区画整理・再開発等の具体的プロジェクトに係わる業務または、企画、調査等のコンサルタント業務	建築士法で定める建築士免許取得者	5年	
		②地域の住民参加やNPO団体等による景観保存、まちおこし運動、地域貢献活動等に対する専門家としての幅広い支援活動			
	2	統括設計 専攻建築士	建築士免許を必要とする建築の設計及び工事監理に係わる業務		
	3	構造設計 専攻建築士	一級建築士免許を必要とする建築の構造設計及び工事監理に係わる業務		1級建築士
	4	設備設計 専攻建築士	建築の設備設計及び工事監理に係わる業務		
	5	建築生産 専攻建築士	建築施工管理・設備施工管理分野に係わる業務 又は、維持管理、診断・改修、積算、CM等の建築生産に係わりのある業務		建築士法で定める建築士免許取得者
	6	棟梁 専攻建築士	①日本の伝統木造技術を継承し、その技術のもとに伝統建築(社寺建築、数奇屋等)の建築生産全体を統括しつつ、設計・工事監理及び施工(木工技能)を行なう業務 ②日本の伝統木造技術の基礎となる規矩術や木組みの架構技術を修得し、その技術を現代建築に活かし木造住宅をはじめ、学校や福祉施設等の設計・工事理、及び施工(木工技能)を行なう業務		
	7	法令 専攻建築士	①法令の策定、確認検査、住宅性能評価等に係わる業務 ②裁判所、行政、建築士会等に対する建築技術的、法的立場からの支援業務		1級建築士 建築基準適合判定資格者 建築主事資格試験合格者
8	教育研究 専攻建築士	①教育機関(工業高校、高等専門学校、専門学校、大学等)において、建築に関する教育、訓練等の業務 ②研究・調査・開発機関(大学を含む)・企業の研究開発部門等において、建築に関する研究開発等の業務	建築士法で定める建築士免許取得者		

1-2. 申請から登録までのフロー



1-3. 専門分野表示

実務実績に基づいて、専攻領域を補完する「専門分野表示」は、消費者から見て「表示があった方が分かりやすい」という視点から設けることを原則としています。

専門分野表示は、業務分野を限定される表示ではなく、得意な業務分野毎にその分野の実績を確認する制度であります。従って、得意分野を表示したくない方は表示の必要はありません。申請者の自由な選択となります。

ただし、専門分野表示の審査は、1専門分野毎に3件以上の実績で審査します。又、1専攻領域当たり3専門分野が上限とされています。

表2は、「連合会認定評議会」で認められたものの例示です。当面はこれらを原則に運用しますので、専門分野表示を希望する方はこの表より選んで申請して下さい。

表2 専攻建築士の専門分野表示

■専門分野表示

まちづくり	統括設計	構造設計	設備設計	建築生産	棟梁	法令	教育研究
都市デザイン 景観計画、都市計画 再開発、区画整理 ユニバーサルデザイン まちづくりコーディネーター まちづくりアドバイザー 街並保存・修景 まちづくり行政	戸建住宅、集合住宅、医療施設 福祉施設、教育施設、生産施設 商業施設、業務施設、文化施設 宗教施設、交通施設、宿泊施設 物流施設、スポーツ施設 漁業関連施設、社寺建築 数寄屋造、伝統建築保護修復 ランドスケープ、ファシリティマネジメント プロジェクトマネジメント、コンストラクション マネジメント、積算、リフォーム 診断・改修、農業関連施設	耐震診断・ 補強	空調設備 給排水衛生設備 電気設備 省エネルギー 情報システム	建築施工管理 設備施工管理 積算、診断・改修、工事 監理 戸建住宅、集合住宅 維持管理、リフォーム アサスト診断・改修 プレカット、コンストラクション マネジメント 鉄骨工作区 確認申請代行 鑑定書等作成	社寺仏閣建 築 数寄屋造 伝統型木造 住宅 古民家診 断・改修・ 再生等 茅葺合掌造 改修	建築確認・ 検査 性能評価 保証検査 紛争調停 特定行政庁 等業務 建築相談 鑑定書等作 成	設計 構造 環境設備 材料・施 工 福祉工学 建築計画 都市計画 建築史

2. 審査について

2-1. 審査方法

「審査」は、申請者より提出された審査・登録申請書に対し、専攻建築士別に示す審査要件を満たしているか、本会に設ける「CPD・専攻建築士審査評議会」で書類審査を行い、日本建築士会連合会内に設ける「専攻建築士認定評議会」で「認定の登録」が行われます。

2-2. 申請手続

(1) 審査申請

- ① 毎年一回、「専攻建築士の審査及び認定登録」を行うものとします。審査申請の受付は毎年5～6月を目処として実施します。
- ② 「審査」は、本会内に設ける「CPD・専攻建築士審査評議会」で実施します。
- ③ 実務期間、実績の申請は、「専攻建築士審査・登録申請書」で行うものとします。

(2) 審査基準

- ① 専攻建築士の審査は、専攻建築士別に規定された「実務経験年数」「実務実績件数」及び「CPDの取得単位」により行います。

(3)「実務経験年数」

- ① 実務経験の期間は、過去の専攻領域を担当した期間の合計が、5年以上を要件とします。

(4)「実務実績件数」

- ① 実務実績は、下記「責任ある立場での実務実績」(注1)に該当する実務が3件以上必要です。1つの専門分野表示に必要な実務実績は3件以上、そのうち責任ある立場での実務実績が1件以上含まれている必要があります。
- ② 18ヶ月を超える長期プロジェクトは、実務実績2件と数えることができます。
- ③ 実務実績は、過去20年までを登録申請の対象とすることができます。

(5)「CPD単位」

- ① CPDの取得単位審査は、CPDデータ登録実績証明書(写し)とCPDシステムをもって行います。2011年(2011年12月末)までのCPDデータ登録実績証明書の写しを添付してください。新規登録者は申請の日の1年前から申請日の前日までの単位数が12単位以上、更新者は申請の日の5年前から申請日の前日までの単位数が60単位以上必要です。(委員会型、実務型、認定教材以外の自習学習型を除く)
- ② 登録更新の申請時点で建築士免許取得後30年を超える申請者で、専攻領域においてCPD単位を求める必要が無いほど十分な実務実績を有していると本会会長が認めた者は、建築士法第22条の2に定められた定期講習又は建築士会が行う特別認定研修等のいずれか1回以上の受講することをもって、単位の緩和ができます。(更新申請書 様式3を参照)

注1)責任ある立場での実務実績

- ① 比較的小規模の業務について、企画、計画・設計・監理、調整、施工管理などの大半の業務を行った実績
- ② 比較的大きな業務の一部を担当して、業務全体を理解した上で関連部署との調整やチームの指導などの業務を行った実績
- ③ 複雑な条件下の業務、新しい考え方が求められる業務、あるいは複数の領域にまたがる業務を主導的、またはそれらを総括する立場で行った実績

3. 申請について

3-1. 関係書類の配布

(1) 配布物

「審査・登録申請ガイド」、「審査・登録申請書（新規申請様式）」、「審査・登録申請書（更新申請様式）」

(2) 配布期間

平成25年6月3日より

(3) 配布方法

A. 本会ホームページ（<http://homepage2.nifty.com/kshika-i-saga/>）よりダウンロードPDFファイル、及びExcel、Wordファイルを提供しております。

B. 郵送料（80円切手4枚）と郵便番号、住所、氏名を記入した角2の返信用封筒を同封し、「専攻建築士審査申請関係書類送付希望」と明記の上、本会宛てにご請求下さい。

3-2. 申請の方法

(1) 審査申請書の受付

受付期間

平成25年6月3日（月）～6月28日（金） 締切日までの消印があるものは有効です。

受付場所

一般社団法人 佐賀県建築士会事務局

〒840-0041 佐賀市城内2-2-37 TEL: 0952-26-2198

申請方法

「(2) 申請に必要な書類」に示す書類を、上記受付場所へ持参、又は託送便、簡易書留郵便による郵送にて申請して下さい。

普通郵便で紛失等の場合の責任は負いかねますので、出来る限りご持参いただくようお願いいたします。

なお、2人以上の審査申請書の同封郵送はご遠慮下さい。

(2) 申請に必要な書類

① 審査・登録申請書（新規申請用）

様式1 審査登録申請書（誓約書）（顔写真添付）

様式2 審査登録申請書（一般事項）（顔写真添付）

様式3 審査登録申請書（建築士免許取得後の職務経歴書）

様式3-1 審査登録申請書（領域別実務経歴）

様式4 審査登録申請書（責任ある立場での実務実績）

様式5 専攻建築士ポートフォリオ（電子媒体にて提出）※希望者のみ

様式6 審査登録申請書（書類確認書・払込貼付書）

①-1 審査・登録申請書（更新申請用）

- 様式1 審査登録申請書（誓約書）（顔写真添付）
 様式2 審査登録申請書（一般事項）（顔写真添付）
 様式3 審査登録申請書（建築士免許取得後の30年を超える職務経歴書）※該当者のみ
 様式3-2 審査登録申請書（更新に係わるCPD単位緩和申請書）※該当者のみ
 様式4 審査登録申請書（責任ある立場での実務実績・追加用）
 様式5 専攻建築士ポートフォリオ（電子媒体にて提出）※希望者のみ
 様式6 審査登録申請書（書類確認書・払込貼付書）

平成22年度より、専攻建築士認定者の作品や実務実績を、連合会のホームページ「専攻建築士検索ページ」にて公開させていただきます。ご希望の方は様式5「ポートフォリオ」を提出してください。なお、添付写真のデータサイズは1枚500キロバイトを目安としてください。

②免許証等の写し

建築士免許証の写し、及び建築構造士、建築基準適合判定資格者、建築設備士等のその専攻・専門表示等の特記を希望される方は、その認定証の写しを添付して下さい。

③ CPD実績証明書写し**注意**

申請に必要な書類が不足していると、申請が受理されず、審査を受けることができません。また、審査の過程において、別途に審査評議会より追加や修正書類の提出をお願いすることがありますが、申請者自身による修正の申出は受けられません。なお、申請のために提出された書類については返却には応じられません。また申請者の控えが必要な方は、予めコピーを保管しておいて下さい。

3-3. 審査・登録手数料(新規・更新)**(1)手数料等16,800円 非会員28,350円**

- ① 審査手数料10,500円（消費税額500円を含む）非会員17,850円
 ② 登録手数料6,300円（消費税額300円を含む）非会員10,500円

(2)払込方法と指定口座

- ① 郵便局に備え付けの振込用紙にて、下記本会指定の郵便口座に払込み納付し、その際発行される郵便払込請求書兼受領証の写しを審査申請書の所定欄に貼付けて下さい。
 ② ■郵便振替：01790-8-38421 ■名義：社団法人佐賀県建築士会
 ③ 審査・登録手数料は、会社等で複数人分の「審査・登録手数料」を、振り込まれる場合でも、必ず個人別に郵便局に払い込んでください。

尚、審査手数料は、審査申請書の受理に至らなかった場合を除き、返還いたしません。

登録料は、「要件を満たしていない者」に対してのみ、事務局から払い戻しいたします。

3-4. 申請の要件

申請者は原則建築士法で定める建築士免許取得者でCPD制度参加者が要件になります。

4. 登録手続き

4-1. 登録の方法

要件を満たしていると認められた方は、（公社）日本建築士会連合会専攻建築士認定評議会に推薦致します。

残念ながら、「要件を満たしていない者」には内容を連絡し、登録料の返還を行います。登録後、申請内容に虚偽があった場合は、専攻建築士の称号を得ることができなくなりますのでご注意ください。

4-2. 登録の有効期間

①登録の有効期間は5年間です。（有効期限は登録証に明記されます。）専攻建築士の名称を付与する最終的な権限は、当面の運用において日本建築士会連合会に設ける「専攻建築士認定評議会」に留保されます。

②登録の有効期間内の5年間に60単位以上のCPDを実施していることが更新の必要条件となります。

4-3. 登録証

登録者には、専攻建築士登録証（A4版及びカード）並びに専攻建築士バッヂを交付します。

4-4. 登録者名簿

登録者は、佐賀県建築士会で管理する専攻建築士登録者名簿に必要な事項が記載され、佐賀県建築士会ホームページ等に公表致します。なお、公表の同意については、必ず申請書該当欄に記入して下さい。同意された方に限り公表致します。

4-5. 変更・再交付登録

内容に変更が生じた場合や認定証を汚損・紛失した場合は、再交付（実費）を行いますので事務局に連絡の上、所定の申請書により手続きを行って下さい。

4-6. 監査・制裁措置等

佐賀県建築士会「CPD・専攻建築士審査評議会」、及び日本建築士会連合会「専攻建築士認定評議会」では、専攻建築士に対し、一定期間ごとに、一定程度の数を抽出し、監査を行うことがあります。具体的には、専攻建築士がCPDを実施しているか又は、同意項目を遵守しているかについて、事実確認のため、問合せを行ったり、必要書類（講習会受講証、シンポジウム参加証や論文の写し等）の提出を求めたり、第三者への確認等を行うこととなります。

なお、虚偽の記載等が発覚した場合には、登録の抹消等の制裁的措置を行うことがあります。

5. 登録の更新

専攻建築士の登録の有効期間は5年間です。このため、専攻建築士であり続けるためには、登録を更新する必要があります。

6. 専攻建築士経歴証

登録更新にあたり更新基準を満たさない専攻建築士は、継続能力開発制度の履修証明書を添えて、「専攻建築士経歴証」の交付を申請することができます。詳しくは事務局にお問い合わせください。

7. 専攻領域別審査、認定・登録基準 ガイド

1 まちづくり

(1) 対象資格

一級建築士、二級建築士、木造建築士

(2) 実務内容

①都市デザイン、都市計画に係わる業務

開発事業、区画整理・再開発等の具体的プロジェクトに係わる業務または、企画、調査等のコンサルタント業務

②地域の住民参加やNPO団体等による景観保存、まちおこし運動、地域貢献活動等に対する専門家としての中広い支援活動

(3) 実務経歴年数

建築士免許取得後の専攻領域の実務経歴年数は、5年以上を有すること

(4) 実務実績件数

実務経歴期間内に、責任ある立場での実務実績を3件以上を有すること

(5) CPD単位数

CPDの単位数は、12単位/年以上を有すること。

(6) 専門分野表示

都市デザイン、景観計画、都市計画、再開発、区画整理、ユニバーサルデザイン、防災まちづくり、まちづくりコーディネーター、まちづくりアドバイザー、街並み保存・修景、まちづくり行政

2 統括設計

(1) 対象資格

一級建築士、二級建築士、木造建築士

(2) 実務内容

建築士免許を必要とする建築の設計及び工事監理に係わる業務

(3) 実務経歴年数

建築士免許取得後の専攻領域の実務経歴年数は、5年以上を有すること

(4) 実務実績件数

実務経歴期間内に、責任ある立場での実務実績3件以上を有すること

(5) CPD単位数

CPDの単位数は、12単位/年以上を有すること

(6) 専門分野表示

戸建住宅、集合住宅、医療施設、福祉施設、教育施設、生産施設、商業施設、業務施設、文化施設、宗教施設、交通施設、宿泊施設、物流施設、スポーツ施設、漁業関連施設、社寺建築、数寄屋造、伝統建築保護修復、ランドスケープ、ファシリティマネジメント、プロジェクトマネジメント、コンストラクションマネジメント、積算、リフォーム、診断・改修、農業関連施設

(7) 協定団体等の資格の扱い

「建築士」免許を有する「APECアーキテクト」は、建築士会入会の上、その登録証を以って、実務経歴年数・実務実績件数基準に代えることができる。

3 構造設計

(1) 対象資格

一級建築士

(2) 実務内容

建築士免許を必要とする建築の構造設計及びその工事監理に係わる業務

(3) 実務経歴年数

一級建築士免許取得後の専攻領域の実務経歴年数は、5年以上を有すること

(4) 実務実績件数

実務経歴期間内に、責任ある立場での実務実績3件以上を有すること

(5) CPD単位数

CPDの単位数は、12単位/年以上を有すること

(6) 専門分野表示

耐震診断・補強

(7) 協定団体等の資格の扱い

「APECEエンジニア(構造)」「構造計算適合性判定員」「構造一級建築士」及び日本建築構造技術者協会の認定する「建築構造士」は、資格認定証を以って実務経歴年数・実務実績件数基準に代えることができる。

4 設備設計

(1) 対象資格

一級建築士、二級建築士、木造建築士

(2) 実務内容

建築の設備設計及びその工事監理に係わる業務

(3) 実務経歴年数

①建築士免許取得後の専攻領域の実務経歴年数は、5年以上を有すること

(4) 実務実績件数

実務経歴期間内に、責任ある立場での実務実績3件以上を有すること

(5) CPD単位数

CPDの単位数は、12単位/年以上を有すること

(7) 専門分野表示

空調設備、給排水衛生設備、電気設備、省エネルギー、情報システム

(8) 協定団体等の資格の扱い

「設備設計一級建築士」建築設備技術者協会の認定する「JABMEEシニア」は、その登録証を以って実務経歴年数・実務実績件数基準に代えることができる。

5 建築生産

(1) 対象資格

一級建築士、二級建築士、木造建築士

(2) 実務内容

建築施工管理・設備施工管理分野に係わる業務

(3) 実務経歴年数

①建築士免許取得後の専攻領域の実務経歴年数は、5年以上を有すること

(4) 実務実績件数

実務経歴期間内に、責任ある立場での実務実績3件以上を有すること

(5) CPD単位数

CPDの単位数は、12単位/年以上を有すること

(6) 専門分野表示

建築施工管理、設備施工管理、積算、診断・改修、工事監理

戸建住宅、集合住宅、維持管理、リフォーム、アスベスト診断・改修、プレカット

コンストラクションマネジメント、鉄骨工作図、確認申請代行、鑑定書等作成

(7) 協定団体等の資格の扱い

①（公社）日本建築積算協会が認定する「建築積算士」「建築コスト管理士」は、その登録証を以って、実務経歴年数・実務実績件数基準に代えることができる。

②（一財）日本建築防災協会の認める特殊建築物等調査資格者は、その証明書を以って、実務経歴年数・実務実績件数基準に代えることができる。

③（一財）日本建築設備・昇降機センターの認める建築設備検査資格者は、その証明証を以って、実務経歴年数・実務実績件数基準に代えることができる。

④（公社）建築・設備維持保全推進協会の認める建築仕上診断技術者、建築設備診断技術者、建築・設備総合管理技術者は、その登録証を以って、実務経歴年数・実務実績件数基準に代えることができる。

6 棟梁**(1) 対象資格**

一級建築士、二級建築士、木造建築士

(2) 実務内容

①日本の伝統木造技術を継承し、その技術のもとに伝統建築（社寺建築、数寄屋等）の建築生産全体を統括しつつ、設計・工事監理及び施工(木工技能)を行なう業務

②日本の伝統木造技術の基礎となる規矩術や木組みの架構技術を修得し、その技術を現代建築に活かし、木造住宅をはじめ、学校や福祉施設等の設計・工事監理、及び施工(木工技能)を行なう業務

(3) 実務経歴年数

①建築士免許取得後の専攻領域の実務経歴年数は、5年以上を有すること

(4) 実務実績件数

実務経歴期間内に、責任ある立場での実務実績3件以上を有すること

(5) CPD単位数

CPDの単位数は、12単位/年以上を有すること

(6) 専門分野表示

社寺仏閣建築、数寄屋造、伝統型木造住宅、古民家診断・改修・再生等

(7) 協定団体等の資格の扱い

「建築士」免許を有する「日本伝統建築技術者保存会の正会員」及び日本伝統建築技術保存会が認める「日本伝統建築技能者」はその認定証を以って、実務経歴年数、実務実績件数基準に代えることができる。

7 法令

(1) 対象資格

一級建築士

(2) 実務内容

- ①法令の策定、確認検査、住宅性能評価等に係わる業務
- ②裁判所、行政、建築士会等に対する建築技術的、法的立場からの支援業務

(3) 実務経歴年数

建築士免許取得後の専攻領域の実務経歴年数は、5年以上を有すること

(4) 実務実績件数

実務経歴期間内に、責任ある立場での実務実績3件以上を有すること

(5) CPD単位数

CPDの単位数は、12単位/年以上を有すること

(6) 専門分野表示

建築確認・検査、性能評価、保証検査、建築紛争調停、建築相談、鑑定書作成等、特定行政庁等業務

(7) 協定団体等の資格の扱い

「建築基準適合判定資格者」はその資格証を以って、「建築主事資格試験合格者」はその合格証書を以って、対象資格、実務経歴年数、実務実績件数基準に代えることができる。

8 教育研究

(1) 対象資格

一級建築士、二級建築士、木造建築士

(2) 実務内容

- ①教育機関（工業高校、高等専門学校、専門学校、大学等）において、建築に関する教育、訓練等の業務
- ②研究・調査・開発機関（大学を含む）・企業の研究開発部門等において、特定の専門分野の研究開発等の業務

(3) 実務経歴年数

建築士免許取得後、専攻領域の実務経歴年数は、5年以上を有すること

(4) 実務実績件数

実務経歴期間内に、責任ある立場での実務実績3件以上を有すること

- ①教育機関においては、通年担当する講座（科目等）を1件とする
- ②建築学会及び関連機関での公表論文等を1件とする
- ③研究開発部門での調査・開発プロジェクトは1年間で1件とする
- ③ 学位論文については、修士論文は2件、博士論文は3件とする

(5) CPD単位数

CPDの単位数は、12単位/年以上を有すること

(6) 専門分野表示

設計、構造、環境設備、材料・施工、福祉工学、建築計画、都市計画、建築史



一般社団法人 佐賀県建築士会

〒840-0041 佐賀市城内二丁目 2-37
(建設会館内)

TEL 0952-26-2198

FAX 0952-26-2248

E-mail LEE07657@nifty.ne.jp

URL <http://homepage2.nifty.com/ksikai-saga/>